

『滞在地での不在者投票』

出張や旅行などで投票日に投票所へ行けない場合は、選挙人本人が小郡市選挙管理委員会に投票用紙等を請求することにより、その滞在地で不在者投票ができます。

＜不在者投票手続＞

①不在者投票の請求（以下の（ア）、（イ）の2通りの請求方法があります。）

（ア）郵便・窓口による請求の場合

不在者投票請求書・宣誓書を記入して小郡市選挙管理委員会へ持参又は郵送する。

注 ◎ 氏名欄は、必ず選挙人本人が記入（自署）してください。

◎ 現住所欄は〇〇マンション〇〇号室など肩書きまで詳しく記入してください。

◎ 電話欄は確実に選挙人本人に連絡できるものを記入してください。

◎ 直接または郵送で提出してください。（FAX不可）

（イ）オンラインによる請求の場合（マイナンバーカードが必要です。）

マイナポータル「ぴったりサービス」を利用して不在者投票のオンライン申請ができます。

詳しくは、小郡市ホームページの「不在者投票」をご確認ください。

②投票用紙、投票用封筒（内・外）、不在者投票証明書（開封無効）が選挙人に郵送される。

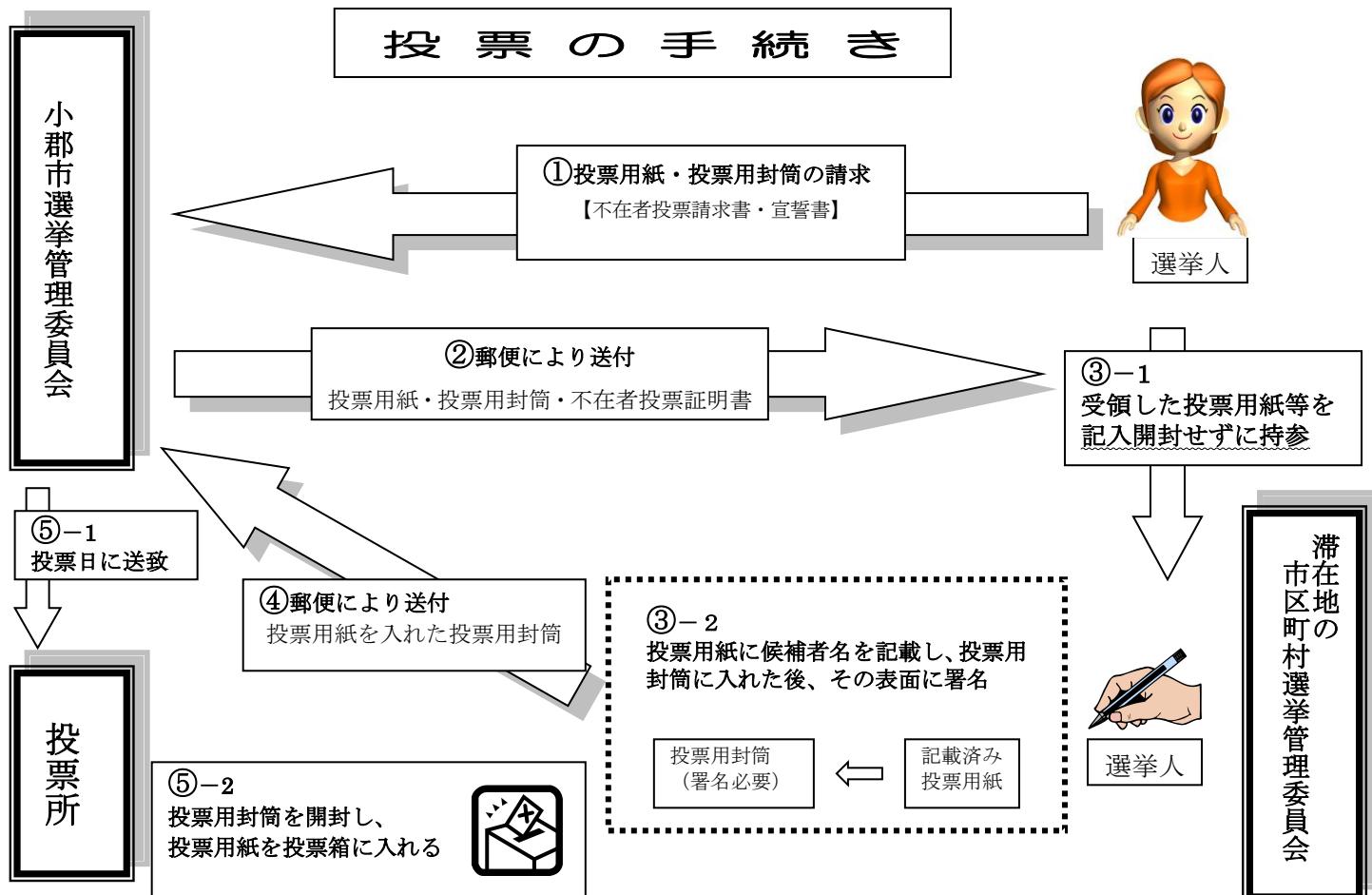
③郵送された投票用紙等を記入・開封せずに、そのまま滞在地の市区町村選管へ持参し不在者投票を行う。

注 不在者投票ができる期間は、選挙の公示・告示日の翌日から投票日前日まで

不在者投票受付時間の原則はその選管の執務時間内（例：小郡市 平日 8:30～17:00）
(受付時間については、滞在先の市区町村へ事前に確認ください。)

④滞在地の市区町村選管から小郡市選管へ不在者投票が郵送される。

⑤投票日に不在者投票が投票所に送致され、開封されて投票箱に一票が入る。



※投票した後の選挙管理委員会や投票所への送付期間等を見越して、一連の手続きは早めに行ってください。

お問い合わせ：小郡市選挙管理委員会事務局
〒838-0142 福岡県小郡市大板井 1180 番地 1
TEL 0942-72-8862